

令和6年度岡山県相談支援従事者現任研修 申込みに関してよくあるご質問(Q&A)

	質 問	回 答
1	県内事業所に勤務しているが所属長の推薦を受けることができない。申込みは可能か。	可能。ただし、受講対象者の条件1から3すべてに該当すること(実施要領3「受講対象者参照」)。この場合、申込書の法人情報、事業所情報欄は記入したうえで推薦欄を空欄とすること。なお、定員を上回る応募があった場合、受講決定されない場合がある。
2	現在勤務する事業所を近日中に退職予定で、再就職先が決まっている。再就職先の事業所代表者から推薦を受けることは可能か。	可能。ただし、照会事項があった場合、推薦事業所に連絡する。また、受講決定通知書等は推薦した事業所へ送付することとなる。
3	現在求職中である。個人での申込みは可能か。	岡山県内在住者であれば可能。ただし、受講対象者の条件1から3すべてに該当すること。(実施要領3「受講対象者参照」) この場合、申込書の法人情報、事業所情報、推薦欄を空欄とすること。なお、定員を上回る応募があった場合、受講決定されない場合がある。
4	申込に関する推薦は法人代表者、事業所管理者のどちらでも良いのか。	どちらでも良い。 なお、受講者自身が代表者の場合、自己推薦ということになる。その場合でも、推薦者氏名の前に、「管理者」「理事長」等、職名を忘れずに記載すること。
5	過去に相談支援業務の経験は無く、今年の4月から相談支援事業所で相談支援専門員として業務に従事している。今回が初めての現任研修受講となるが、申込みは可能か。	・実施要領3「受講対象者」条件2の(2)に当てはまる場合を除き、申込みできない。初回の現任研修受講者は、申込時点から過去5年の内2年以上指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験が必要。 ・実施要領3「受講対象者」条件2の(2)該当で申し込み場合、従事中であっても誓約書が必要。
6	相談支援初任者研修修了後、全く相談支援専門員の経験がないが、申込みは可能か。	・実施要領3「受講対象者」条件2の(2)に当てはまる場合を除き、申込みできない。初回の現任研修受講者は、申込時点から過去5年の内2年以上指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験が必要。
7	実施要領の受講対象者条件2に「受講申込時点から過去5年の内2年以上指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験があること」とあるが、ここでいう実務経験は相談支援専門員としての従事期間のみを指すのか。	ここでいう実務経験は、相談支援事業所等における相談支援の実務経験を指すため、相談支援専門員に限らず、相談員等で相談業務に従事した期間も含める。
8	修了証書を紛失したため写しが添付できない。どのようにすればよいのか。	速やかに修了証書の再交付手続きをとること。再交付申請方法は岡山県障害福祉課ホームページ「各種養成研修について」(https://www.pref.okayama.jp/page/515098.html)を参照のこと。なお、申込期限に間に合わない場合は、再交付手続き中である旨記入した付箋等を同封すること。
9	申込書に記載するメールアドレスに何か制限はあるのか。	講義動画を視聴するためのURLを受信できる環境であれば、制限はない。ただし、受信したURLをクリックすれば動画にジャンプするので、視聴しようとしているパソコン等で受信することをお勧めする。
10	1事業所当たりの推薦者数に上限はあるのか。	ない。ただし、定員を上回る応募があった場合、受講決定されない場合がある。
11	申込書を窓口持参する場合、いつまでに持参する必要があるのか。	令和6年9月5日(木)午後5時とする。
12	申込書は手書きで記入しても構わないのか。	構わない。ただし、間違えの無いよう丁寧に記入すること。